

平成22年11月

第14回
災害土砂処理委託調査
特別委員会会議録

11月5日(金)

防府市議会

平成22年第14回 災害土砂処理委託調査特別委員会会議録

○日時 平成22年11月5日（金） 午後2時00分

○場所 議会棟3階・全員協議会室

○調査案件

(1) 災害土砂処理委託調査について

- ① 一般廃棄物にした理由・経緯
- ② 県と市の協議の内容
- ③ 契約に至る経緯
- ④ 国庫補助金について
- ⑤ 一般廃棄物処理業の許可を得た経緯

○出席委員（15名）

災害土砂処理委託調査特別委員長	伊藤	央
災害土砂処理委託調査特別副委員長	大田	雄二郎
災害土砂処理委託調査特別委員	青木	明夫
〃	安藤	二郎
〃	河杉	憲二
〃	木村	一彦
〃	重川	恭年
〃	田中	健次
〃	田中	敏靖
〃	土井	章
〃	松村	学
〃	三原	昭治
〃	山田	耕治
〃	山根	祐二
〃	山本	久江

○欠席委員（0名）

○委員外議員（１名）

行 重 延 昭

○出席書記

森 重 豊

午後２時 開会

○伊藤委員長 ただいまより、第１４回災害土砂処理委託調査処理特別委員会を開催いたします。よろしくお願ひします。

本日の欠席委員はございませんが、田中敏靖委員が少々おくれるという御連絡をいただいております。

本日の委員会でございますが、公開といたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは、公開といたします。

これより、議事に入ります。

本委員会に付託されました災害土砂処理委託についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

それではまず、今後の日程について協議を行わせていただきます。

あらかじめ、調整をさせていただいておりますが、方向として、先般９月議会において中間報告を出させていただきました。その後また、協議会等を行う中でさまざまな点が皆様からいろいろ御意見をいただいたわけでありますが、この中間報告をベースとしてさらに足りないところは調査をしながらも、最終報告の作成に入っていこうという方向性で今後の調査というのを進めていきたいと存じます。その点については、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、御異議ないものと認めさせていただきます。

皆様のお手元には、９月議会で議場配付いたしました委員長報告を念のため再度配付しておりますので、御確認いただきますとともに、今後の最終報告書の作成に御活用いただきますようお願いいたします。

次に、さらなる調査が必要ということで文書照会の要があるというような御意見をいただいております。内容は、山口県内はわかっておることなんですが、除くほかの中国４県に対して、スケルトンバケット及びトロンメルを設置許可について、どのような現状にな

っているかということを知りたいというふうに考えておりますが、この点について御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。よって、スケルトンバケット、トロンメルについて、県の設置許可が必要かどうか、この点について山口県以外の中国4県に照会をいたします。

以上でございます。本日の調査については、以上でございます。

ほかに。

○三原委員 中国4県にお尋ねになるに当たって、もう1つ、きのうちちょっと言い忘れたんですけど、廃掃法にある一般廃棄物の処理に関して原則直営であると、市が行わなければならないとあるけど、できない場合はという部分についてそれぞれの県、解釈ですね、ちょっと他市等にも確認をしたいんじやが——こないだ、法律的という話を私したんですけど、あれからそのままずっと、だれに聞いたらいいのかということになっておりましたので、その解釈をどうもね、引っかかるんですよ。

○伊藤委員長 その解釈というのは、主に業の許可に関することになるんだと思いますが、要はその必要が生じたときというか、市がこの一般廃棄物について、特定の一般廃棄物について市として処理ができないんで許可を業者に与えるという解釈でいいのか。

○三原委員 それとも、のべつまくなしに、一たん申請があれば……

○伊藤委員長 そう、何かを想定して出すのかと、どちらかということですか。

○三原委員 市だけですね。

○伊藤委員長 一般廃棄物ですからね。

○田中健次委員 その権限は市にあるから、他の4県にしても明確な回答はちょっと得られないんじゃないかと思うんですけども、むしろ、その4県にある幾つかの市を選んでそこに照会をしないと出ないと思うんですけども。

○三原委員 言われることもわかるんですけど、じゃあ、さっきのトロンメル、スケルトンバケットについても、それぞれの県にそれぞれの権限があるからということで同じことにしたらと思うんですが、別に県内にこだわることはないが、やはりそのところ、もう少し明確にしておきたいなということで、今、私は発言した。

○伊藤委員長 今、三原委員の御発言ですが、田中健次委員のおっしゃったとおり、三原委員も最初言われたとおり、市の許認可なわけですね。当然、一般廃棄物というのは市が処理する義務がありますので。となるとやっぱり市に対して、他市に対して調査を行わなければならないと思うんですが、これを中国4県の全市について行うのか、どっか抽出し

て行うのかということになるかと思えますけども、その点についていかがですかね、皆さん。（発言する者あり）（「全部は大変でしょう」と呼ぶ者あり）

○田中健次委員 もし、三原委員のそれでいけば、人口10万以上の市が鳥取県が2つ、島根県が2つ、岡山県が岡山と倉敷と津山で3つ、あと広島県が5つですね、ありますので、まあ……

○三原委員 ごめんなさい、僕の言い方が悪かったかもしれん。

先ほど、トロンメルと何とかの許可についてのお尋ねだから、それに併設したような言い方になってしまいましたけど、別段な、県外でなくて、県内で、県内の状況ではどうなんでしょうかと。

○田中健次委員 県内では、どこも許可してないって前、報告がありました。尋ねていただいて。

○三原委員 いいです。今、話が出ているのは土砂の部分だけだけど、一般廃棄物の業という許可で、前、私が言ったように、下関の場合は、僕は下関を調べたんですけど、できないときには行いますと、出しますと、それ以外には出しませんという回答を得ました、下関の場合。

だから、もう下関の計画の中には、もうこれ以上出しませんという文言まで入ってますよと、いうことだったんです。ですから、そのところ、ちょっと、それは市によって皆違うかもしれないけど、一応、他市がどのような見解をもって対応しているのかなという、一般廃棄物ということでもいいかもしれんですよ、土砂は……。

○田中健次委員 いや、一般廃棄物の許可を得ている土砂に関して、一般廃棄物の許可を得ているところがあるかどうかいうのを調べてほしいということで、たしか事務局に問い合わせさせていただいて、県内はほかはどこもそれはないと。（「それはわかる」と呼ぶ者あり）

○三原委員 今、県外の……これは10万以上の都市ということで出していただいてないからわからないということですね。

○田中健次委員 いや、もし出されるんだったら、たくさんあるので、10万以上の市ぐらいで絞っちゃったらどうでしょうかということですけどね、私の。

○伊藤委員長 今、人口10万以上の市が（「事務的にも大変だから」と呼ぶ者あり）山口県以外の4県だと12市あるようです。全市だと54市あるそうです。

○三原委員 あのね、要するに土砂であろうが、ごみの収集運搬でも一般廃棄物なんですよ。

廃掃法の中の適用の中で業の許可を出してるわけでしょ。だから、業の許可を出すとき

に、先ほど委員長のほうから説明したように、その場面に来たときに出すのか、のべつまくなしに申請があれば、もう受けるのか。できない場合という解釈はどのようなかというのを、ちょっと確認してみたいなど。

○伊藤委員長 いや、それはわかったんですが、その確認する相手というのはどこまで広がりますか。

○三原委員 県内の市でいいと思います。

○伊藤委員長 県内他市ということですか。ほかに御意見ございますか。

○土井委員 そういう他市の状況を調査するのであれば、ここ四、五年ぐらい実際に災害が起きたところは、その市ですけどね、その市は出た土砂を一般廃棄物で処理をしたのか、あるいはどういう形で契約をしたのか、工事請負だったのか、委託料じゃったのかというようなのを聞いてもらったほうが、僕は意味があるかなあという気がしますけどね、ここ5年間で。

同じ平成21年災害でいえば九州でもいっぱいあったわけですしね、極端に言うたら。その市はどうやって出た泥をどね捨てちゃったとか、高速道路にも出たり何なりした。

それが一番、何で、へたら防府はこんなことをしたんかちゅうような話にも通じるかもしれん。それは委員長報告にも大きな影響を与えるかなあちゅう気がしますけどね。

○伊藤委員長 ちょっと絞りたいんですが、まず県内他市に一般廃棄物の業の許可ですよ。処理する業の許可を聞くか聞かないかということについて、まず結論を出しましょう。どうですか。

○三原委員 やっぱり聞いていただいたほうが、前からあるように、4年前から許可を出して、本当に必要性があったのかどうか、その後、そういう仕事があったのかどうかというのは、全く仕事がないわけすよね。何もないのに、市ができない場合というのを考えたときに、できるもできないも、許可を出す必要性がないのに、許可を出しているということが。今、土井委員が言われるのも、他市の事例としては、実際、土砂災害等を受けたところを何県何市か尋ねられるのも、私は両方やればいいと思います。

○伊藤委員長 いや、いや、両方やるんですけど、両方やるか片っぽしかやらんかわからんですけど、まず1個ずつ片づけましょういね。別の質問なんで。

まず、三原委員が提案された業の許可について、どういう解釈で許可を出しているのか、このことについて県内他市に照会をかけるということですが、これはやるということでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ございませんね。じゃ、これは行います。

続きまして、土井委員が御提案されました、他市の被災された、土砂災害で被災された他市、他地域の例ですが、一廃で処理した、産廃で処理した等を含めまして、どのような処理の仕方をされたのか。昨年、ことしにかけてもかなり他市でもあったと思うんで、そういったところに調査を、これ今現時点で特定はできませんが、どこというの、幾つかピックアップして調査をかけるということについてはいかがですか。（「いや、いいですよ」と呼ぶ者あり）

○重川委員 これは、まさしくそのとおりのことなんです。

私、本会議でちょっと言いましたが、他市の事例というのを全然調査してないんですよ。過去も、防府でも平成5年ですかね、あった。それから、他市でもこのようなことが、豊岡とか、京都のほうとか、いろんなところであったんですよ。

それを全然調査してないということがおかしいということをお知らせしたんで、今、土井委員がおっしゃったことは当然のことだろうと、私は思います。

○伊藤委員長 そのほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは、他の被災された市等について、土砂をどのような形で処理されたのか、一廃か産廃か含めてということをお調べすると、照会をするということで御異議ございませんでしょうか。

○土井委員 だから、その聞いてもらうときに、それは委託でやったのか、工事請負費でやったのか、あるいは事件議決はどういう取り扱いをしたのか。そういうところまで聞いてもらうと大変ありがたいですね。

○伊藤委員長 事件議決の。

○土井委員 取り扱い。

○伊藤委員長 取り扱いですね。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、そのようにさせていただきます。

ほかにございますでしょうか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 一応、正式な委員会ですので、これまで協議会等で出た御意見を確認させていただきますが、我々としては1つは真実を究明するという方向性、それから何度も同じ過ちを行政に繰り返させないという方向性と大きく2つ目的をもって行っておるわけですが、後者のほうの目的として、今までの調査で防府市の廃棄物行政はどうも他市に比べて特殊であると。

語弊があるかもしれないが、少し歪んだ廃棄物行政になっているということが浮き彫りになってきたわけです。これはまあ、皆さん、思考されているところだと思います。

1つは、どこがおかしいのかというのをこれまでずっとただしてきた、調査してきたわけですが、ではどのようにすればいいのかというのを別機関なりを、我々の調査終了後、設けて、新たなガイドラインというか、廃棄物の処理の仕方に対する大きなガイドラインというものをつくり直していく機関を何か設置するべきではないかという御意見が出ておるところであります。

このことについて、ここで正式決定をするわけにはいきませんが、委員会として議長なり議運の委員長なりになるのかわかりませんが、申し入れていくということが考えられると思いますけども、その方向についてはいかがでしょうか。

○木村委員 その方向はいいんですけど、ちょっと前回のこの委員会以降に起こったというか、明らかになったことで、いわゆる工期延長がありましたね、11月1日を大幅に延長したということが。

臨時議会では大分問題になりましたけど、この委員会としてもこの問題については一定の評価というか、総括をしておく必要があるのではなからうかというふうに思うんで、その取り扱いをどのようにするか、ちょっとどうしたらいいかと、私も今すぐわからないんですけども、これは大事な問題なんで、きちっとしてたほうがいいんじゃないかなあというふうに思うんですけど。

○田中健次委員 もし、そういう意見が多数であれば、最初に決めた5つですかね、あれにもう1つ追加して6つ目を加えるということを委員会で議決すれば、それはできるんだと思うんですけども、事務局のほうはそれはどういう考え方になるでしょうかね。

○松村委員 ここで決定してふやすということですか。

○田中健次委員 ここで決定して、この場で皆さんがそういう意見が多ければ、それで決定してふやせばそれで。

○伊藤委員長 わかりますか。事務局に聞きますけど、ここで調査事件を追加するという事は可能ですか、議決によって。委員会の議決によって。

○田中健次委員 いや、委員会で最初、5つ決めて。

○伊藤委員長 ああ、そうですね。それは構いませんね。（「それは構わないんですけど」と呼ぶ者あり）構わんですが……

前回の臨時議会の議案発送以後、各議員とか、議員の有志の方々でこの件について、この中にも、皆さんも当然だと思うんですけど、その工期延長に係るさまざまなことについてかなり調査をされたんだろうと思うんですね。

特に、それを調査事件に上げるのは結構なんですけど、もうむしろ結論が出ておるんじゃないかという気がするんです。

○田中健次委員 いや、木村さんが何かあるんじゃないですか。ありますか。

○木村委員 いや、特に新しいことはないんですけど、一定の収束段階に向かうに当たって、この問題をやっぱり5項目に加えて、5つの調査項目に加えるかどうか別にしても、大きな柱の1つとして委員会の調査、結論は出てるといえば出てるんですが、一定の評価なり総括をきちんとしておく必要があるんじゃないかならうかと。

○伊藤委員長 当然、我々が、例えば契約時に廃掃法の施行令に定めてある、いわゆる人、物、金、経験がそろってなかったということは中間報告でも指摘しているんですが、今回の工期延長という申し出で、そのうちの多くが証明されたということになるんですよ。

当然、そのことは報告の中には盛り込んでいかなくてはいけないし、もしかしたら中心、メインの事柄になるかもしれないとは思ってますんで、そういった取り扱いでいかがですかね。

特に、調査事件とすると、調査をね。（発言する者あり）ちょっと。

○土井委員 改めて調査項目に追加する必要は全くないんで、逆に言やあ11月1日まではやらしますと、大見え切ったわけですよ、何回かの吉村所長なんかの参考人招致とかのときにですね。

たとえ、自走式スクリーンの許可がとれんでも11月1日ですと大見え切ったんですよ。だから、その延長線上であって、なぜ結果的に決議も無視して工期延長したのかというところは、やっぱり委員会としては総括をすべきで、その結果をまた別の落としどころがね、少なくとも人員不足による延長というのは延長は認めとらんというけど、何でもなし、延長を認めとるわけですよ。人員不足による延長も2月18日まで認めとるんですよ、実は、間違いなく。

ずうっと人員不足が、ずうっと3月から10月の31日まで少しずつ少しずつたまってきた結果、3月18日までしてくれた。その分でおくれた分は11月の1日までに3日間で取り戻しができたかというたら、戻しちょらへんわけですよ、間違いなく。

そういう意味においては、2月18日まで人員不足による工期延長を認めておるわけで、その責任はどうとるのかとか、それはちゃんとすべきじゃろうと思いますよ。

私たちの委員会が何を言うたって、かにを言ったって、カエルの面に小便なら、第三者の力をかりて処理をしなきゃいけないという問題が、僕は次に出てくる。そこまでやっぱり委員会は行って終わりかなあという気がしますけどね。

○伊藤委員長 その工期延長についての総括ということですが、その具体的方法として、

例えばかなり前回、臨時議会の際にいろんな質疑を長時間かけてやったわけですが、例えばさらに執行部を呼んで何か聞くと、そういう機会が必要ということですか。（「いやいや」と呼ぶ者あり）それは結構ですか、はい。

我々はだから、それを今まで質疑、答弁出てきたものをまとめていくと。そういった形の総括ということでもよろしいですか。

○土井委員 先日の本会議の分も含めてね。

○木村委員 我々が臨時議会でああいう決議をしましたよね。

でも、聞くところによると、にもかかわらず執行部は工期延長をした。その理由をやっぱり聞きたいですよね。我々があそこの臨時議会で種々さまざま質疑をして、あの場でも明確な答弁は得られなかったわけですけれど、あの場でそれは工期延長やむなしというはっきりした当局の答弁があれば、それはまあそれでしょうがないんですけど、全くなかった。なかったにもかかわらず、実際は延長してしまったと、決議を無視して。

その辺はどういう判断をしたのかと、当局は、いうのは僕はねえ、ちょっと聞きたいというふうには思いますけどね。

ということになると、だれか呼ばにゃいけんということになるんですかね。

○伊藤委員長 私の個人的意見ですけども、彼らは延長すべき具体的、正当な理由がないと思ってないんでしょう、多分。

何か、我々全く納得できんかった理由ですけど、彼らはあれが理由になっちゃよるとは思ってるわけですし、決議に賛成されなかった議員の方も、当局の言うことをそれなりに納得されたということなんじゃないかと思うんですけども。

ですから、多分、執行部呼んで聞いたところで前回と同じ答弁が返ってくるというか、我々を納得させる答えはちょっと出ないんじゃないかなあという気はするんですけどねえ。いかがですか。

○松村委員 事務局に聞きたいんですが、そういう聞く場というのはつくれるんですか、そういう。

今、こういう段階で。今、木村委員が言われたような、そういう質問をすることはできるのか。いや、これとまた別の話ですよ。（「参考人、これに関することの参考人じゃから呼べる」と呼ぶ者あり）あ、これで呼ぶということですか。

○伊藤委員長 当然。我々もこれ以外やりようがないから。（発言する者あり）（「追加せにゃいけん」と呼ぶ者あり）いやいや、工期に関することで呼ぶ……

○土井委員 それは最初の契約……

○伊藤委員長 契約ですから、これは。

○土井委員 契約を遵守しなかったということと言えるんでしょう。

その調査項目で出さんでも。

○伊藤委員長 と思いますけどね、私は。外れているわけではないと思います。

今までの調査項目の中で十分、調査は可能だと。

○土井委員 今からでもだめかね。仕事があるというじゃろうか。

○伊藤委員長 今、この場ですか。

○土井委員 今から、この場で。

参考人とか何とかじゃないんじゃ、説明に来るんじゃあね。

○三原委員 ああ、そうです。説明してくれると。

○土井委員 委員会は参考人で呼ぶんじゃないかと、普通の委員会でも執行部来らあね。そういう趣旨で。

○伊藤委員長 藤井さん。

○土井委員 だれかおろろがやというて。

○伊藤委員長 それは可能ですか、そういう説明してもらおうという方法は。

○藤井議会事務局係長 説明員という立場で、今、土井委員おっしゃったように、通常の委員会のように来ていただくということはできると思います。

○伊藤委員長 できるんですか、うん。

○藤井議会事務局係長 向こうの都合もあるでしょうから、今来いと言われてどうかわかりませんが。

○河杉委員 でも、打診してみたらいいんじゃないか。

○伊藤委員長 やってみますか。大丈夫ですか。長うならんですか。来たら何かヒートアップして長うなるんじゃないですか。大丈夫ですか。

○河杉委員 いや、それは例えば財務規則を遵守してというふうに……

○土井委員 いや、私は1つだけ、何か市長がもっともらしく顧問弁護士に相談するとか、顧問弁護士に相談したか、相談した結果どのようになったかということは1つ聞いてみたい、もし来るんならね。

○伊藤委員長 でも、まあ、皆さん、いろいろ。

○田中健次委員 ただ呼ぶんだったら、契約に至る経緯ですからね。やっぱり追加せいや……

○土井委員 だから、契約に至る経緯は11月1日というのは、どういう計算をしたのか。雨がどねのこのねの、何のこれのってつまらん答弁をしてましたが、早言や、そういうことですよ。

だから、契約に至る経緯は、だから、そしてその工期、19条とか20条あたりですよ。損害賠償とか何とかとかというのは。

それは、損害は出てませんとかと言うなら、114条どねえ動いているんかとか、いうのはあるんじゃないけど。

○伊藤委員長 調査事件としては、その契約に至る経緯ですが、実際、我々の調査は今まで契約の中身というか、契約内容についてやってきているわけですよ。

当然、それも必要なことですので。

○田中健次委員 それだったら、契約の履行についてとかというふうにして、きちっとそれをしとったほうがええんじゃないですか。

○木村委員 項目をふやすの。

○田中健次委員 いや、木村さんが言われた……

○木村委員 調査項目をふやす。

○田中健次委員 そしたら、別にここで皆さんに議決すればできるはずですから。

○木村委員 それが最もふさわしいということなら、そら、やってもらってもいいんじゃないですか。ここで決めれば済むことですから。

ただね、さっきも言いましたように、ここへ来ていただいて説明していただいても平行線というか、水かけ論みたいになるかもしれませんけれど、しかしやっぱりけじめとして、臨時議会で我々は決議した。その後は知らないんですよ、公式にはね。

ところが、聞くところによると、聞くところによると当局から何の説明もありませんけど、工期を延長したと。じゃあ、それについてのやっぱり当局のね、執行部の見解というのは最後のけじめとして、それが我々と水かけ論的になろうとなるまいと、最後のけじめとしてどういう考えでやったのかということはやっぱり聞いて、しかる後に、我々の委員会として、それに対して批判的な総括をするならするでやっとかないと、やっぱり何かけじめがついてないような気がするんです。

ここで、もし、委員長、追加することも別にあんまり問題ないとは僕は思うんですが、追加ということで議決すれば、きょうでも、もしあいてれば呼んで、できるのじゃないですか。

○土井委員 まあ、しかし、きょうはあいちよりゃあ、すみません、きょうあいちよるのならきょうでもいいんじゃないんですか。その辺、向こうも考えてからどうのこうの言うことはないわね。

○山根委員 皆さんが言われることももっともだとは思いますが、あれだけ議論して、答弁も出て、今、木村委員が言われたように平行線になるかもしれないということ

も言われましたし、土井委員が言われたように、我々の決議文に反して契約はしたと、延長はしたということがありますので、その内容についての報告というのは求めていいじゃないかと思えますけれども、例えば文書照会なんかで延長したという結果について意見を求めて、それについてこちらの最終報告にそれを織り込んでいくと、盛り込んでいくという程度でいいんじゃないかという気もするんですが、いかがでしょうかね。

○伊藤委員長 どうでしょうか。文書照会ではいかがという御意見ですが。どうぞ、挙手にてお願いします。

○河杉委員 しかしながら、でも例えば我々の決議の中にやっぱり財務規則にのっとってやれよと。やるからには、じゃあ、どういうふうに財務規則の考え方を履行したのかということも聞きたいですよね。

それから、やはり、あくまでも行政報告じゃから議会の議決は要らんと、こういうふうな考え方と思えますけれども、しかしながら、やはり執行部の考え方というのをもう少し聞きたいというので。

だから、例えばつけ加えるんじゃないなくて、最後の委員長報告の中にこれを盛り込むと、そのためにある程度大体、考え方、説明というのも形で聞きたいというような形で呼んだらどうですか。

その内容を聞いて、いや、これはちょっと待てよというんであるならば、がちっと載せてもええと思えます、そうでなければ報告の中に最後の部分を盛り込んでいくというような形でどうですか。

とりあえず、やはり聞いてみたいというのがありますよね。

○伊藤委員長 じゃあまず最初に、今お聞きしたところ、聞く必要はあるという、文書照会も含めて、尋ねる必要はあるものがあるということが大勢な意見のようですので、その尋ね方を文書照会にとどめるのか、それともどのような形か、まだ決めずに、いずれにしても、こちらにお呼びしてお聞きする、どちらかということをもまずは決めたいと思えます。

どういたしましょうか。決をとりましょうか。

○土井委員 例えば呼ぶにしても、参考人で呼ぶのか、説明員で呼ぶのかにも全然。

○伊藤委員長 ですから、それは後で決めます。

○土井委員 説明員で呼べばいいと思っているし、説明員で呼ぶのだったら文書照会でもええなと思っているわけです。

○伊藤委員長 そうすると、非常に選択肢がふえて、できるだけちょっとシンプルに議論をまとめたいで、まず、呼ぶか文書照会にするかを決めさせてもらうのはどうですか。まずいですか。ええですか。

じゃあ、ちょっと、決といたらおかしいですけども、御意見を挙手で聞いてみますけども、文書照会というか、実際ここにお呼びしたいと、お呼びして直接聞きたいという考えを持っておられる方、委員の方、すみませんが、挙手願いますか。

〔賛成者 挙手〕

○伊藤委員長 はい、わかりました。じゃあ、形はまた今から決めるにして、担当の者に来ていただくということにします。

その形なんですけど、参考人等々ということであれば、調査事件を拡大すべきだろうという気がしてます。追加するべきだろうと。

説明員というような形であれば、今までの調査事件に付随したもので追加的に説明をしてもらおうという形でいいかなという気もするんですけど、どちらがいいでしょうか。御意見をちょっとお聞きします。

○木村委員 呼ぶからには、単なる説明員ということじゃなくて、執行部のやっぱりこの件について、つまり工期延長についての公式的な見解ということで残しておきたいので、私はやっぱり参考人で呼ぶべきだろうと思います。

とするならば、調査項目を追加しなきゃならないんで、それは追加してほしいなと思います。

そしてまあ、蛇足ですが、そこでの参考人なりを呼んで質疑するのが、また、この前の臨時議会の蒸し返しみたいになっても、おもしろくありませんので、一応とにかく公式的な見解を述べていただくと、執行部にですね。

それに対してのいろんな、あれ以上のことは本当水かけ論になると思うんで、こちらもある程度そこはもう腹に収めて、最終的な執行部の公式見解をここで公式に述べていただくと。

それをもとに、100条委員会も総括をしていくということで、余りまた蒸し返しみたいにはならんようにしたほうがいいじゃないかというのが蛇足であります。

以上。

○伊藤委員長 木村委員の御意見ですが、調査事件を追加して、参考人として執行部のしかるべき方をお呼びするという事だったろうと理解しましたが、そのほかに御意見がございますか。

○土井委員 調査項目をわざわざふやすというのは、3月に100条委員会をつくった趣旨からするとちょっと拡大し過ぎとるかなあというような感じがするんですね。

そして、説明員であれば部長も所長も次長も皆一同に会して返答がもらえるわけですね。参考人ということならAさんがこう言や、Bさんがこう言やみたいな感じになって、

あれですいね。だから、要するにどういう経緯で決議を無視して契約をしたのか。あるいは114条についてはどう考えちよるのかとかいうことは、説明員であつてもちゃんと責任のある回答は、説明員じゃからずぼらな回答で済まされるというもんでもないと思うから、改めて調査項目を1項目ふやして云々というところまでは僕はせんでもええんじゃないかなあという気がしますけどね。

○伊藤委員長 その他。

○木村委員 説明員がここで述べたことも、やっぱりこれは執行部の公式見解になるですかね。（「そらそうでしょ」と呼ぶ者あり）なるね。

そしたら、まあ僕はどっちでもええです。

○河杉委員 私も、説明員でええと思います。

というのは、やはりこの前の本会議でかなりそういった延長等について質疑をしたわけですので、大体執行部の延長した理由というのもわかります。

そこで、それなのに、契約をしたんだから、そしたらその後、その中身についてはどうなのというのが、ある面ではちょっと聞きたいなと思うし、それから土井さんの言うように付随した形の一環でいいんじゃないかなあという気がしてますので、ですからやはり……。

○伊藤委員長 臨時議会では、我々は、これは議決事件ではございませんでしたので、報告を受けたと。その報告に対してまだ延長契約がされる前でしたので、議会としてこれをするなとか、きっちり契約を守りなさいと、また財務規則をしっかり遵守しなさいということを決議という形で意思表示したわけですが、その後、それを我々の意思を聞き入れたのか、聞き入れてないのかというのは公式には言われるとおり見解が出てないわけです。

仄聞するところ、どうも延長契約をしたということではありますが、その報告、事実関係というのは我々の報告、最終報告の中で大きな意味を占めてきますんで、これを報告書の中に盛り込むためにも説明員として執行部をお呼びすると。

これは、関係の方、数名を一同にお呼びしてお話をお聞きするということができれば。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは、御異議ないものと認めます。

その他、何かございますか。

今、言ったお話をお聞きする日ではありますが、なかなか暇だ、暇だと言われている議会ですが。

○土井委員 今の、よその事例とか何とかかんとかという返答が返ってきたとき一緒にやればいいんで、これはこれでまたやるんですか、委員会を開くんですか。

○伊藤委員長 できれば、もし返っていれば同時にやりたいし、返ってなくてもできることから済ませていつときたいと。

○土井委員 できることは、今から呼べんかいね。

○伊藤委員長 それは、今、呼ぶことは可能かね。だから、ちょっと確認しますよ。難しいか。

○田中健次委員 それやったらみんなでしょ。（「クリーンの所長とか」と呼ぶ者あり）

○伊藤委員長 所長は要るでしょう。

○田中健次委員 2人でええですか。基本的な考え方でいうたらね。

○伊藤委員長 部長とクリーンセンター所長ということ、2人で大丈夫ですか。じゃあ、ちょっと休憩をとって、その間に今から可能かどうか聞きますので、暫時休憩いたします。

午後2時43分 休憩

午後2時45分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

休憩中にちょっと当たっていただきましたが、執行部が不在ということで、本日、すぐということにはなりませんでしたが、11日が協議会を開催する予定にしておりました。この11日の10時からを、執行部の都合が合えば委員会という形にさせていただきます。

向こうの都合が合えば、その場で説明していただく。そして、こちらから質問させていただくという形、もし合わなければ100条協議会ということで、やらせていただくと。

文書照会するものについては、返ってきたものからできるだけ11日に、精査していくという形にさせていただきたいというふうに存じます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 それでは、以上で本日の調査についてはすべて終了とさせていただきます。これをもって、委員会を散会いたします。

なお、次回の開催は調整ですが、一応、11日10時ということを用意しておいてください。改めて御連絡をいたします。

それでは、皆さん、御起立ください。

これをもちまして、災害土砂処理委託調査特別委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時46分 散会

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成22年11月5日

防府市議会災害土砂処理委託調査特別委員長 伊 藤 央